

インフルエンザ等予防接種補助金支給規程

(目的)

第1条 被保険者および被扶養者が一般医療機関においてインフルエンザ及びコロナワクチン予防接種を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、インフルエンザ予防及びコロナウイルス感染予防対策の機会を与え、かつ奨励し健康管理ならびに疾病予防に資することを目的とする。

(補助金支給要件)

第2条 補助金を受けようとする者は、インフルエンザ及びコロナワクチン予防接種を受けたとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

- 2 毎年10月1日から翌年1月末日までに実施したインフルエンザ予防接種でなければならない。
- 3 年度内に1回実施したコロナワクチン予防接種でなければならない。

(補助金の支給限度及び回数)

第3条 補助金の額は、インフルエンザ及びコロナワクチン予防接種者一人当たり、2,000円（負担額が2,000円未満の場合はその額）、年1回を限度として、支給するものとする。

ただし、インフルエンザ予防接種については、当該年度に65歳になる者及び66歳以上75歳未満の者は、全額支給するものとする。

また、コロナワクチン予防接種については、当該年度に65歳になる者及び66歳以上75歳未満の者は、一人当たり、3,000円（負担額が3,000円未満の場合はその額）、年1回を限度として、支給するものとする。

(手続)

第4条 各補助金の支給申請は、事業所で取りまとめ事業主または事業主代理人が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、インフルエンザ予防接種補助金支給申請書は、毎年2月末日までに提出するものとする。

また、コロナワクチン予防接種補助金支給申請書は、毎月提出することも出来る。ただし、最終の支給申請書は、毎年3月末日までに提出するものとする。

- (1) 支払領収書
- (2) 委任状

- 2 前項以外の方法で各補助金の支給申請する被保険者は、ICTの補助金申請機能を利用して支払領収書を添付の上、毎年3月末日までに請求することが出来る。

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。